

特定非営利活動法人静岡県就労支援事業者機構 定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人静岡県就労支援事業者機構（以下「本機構」という。）という。

(事務所及び事業地域)

第2条 本機構は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

2 本機構は、原則として、静岡県をその事業を行う地域（以下「事業地域」という。）とする。

(目的)

第3条 本機構は、犯罪者や非行少年（更生保護事業法第2条2項各号に掲げる者をいう。以下「犯罪者等」という。）が善良な社会の一員として更生するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本機構は、前条の目的を達成するため、事業地域において、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 地域安全活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 本機構は、第3条の目的を達成するため、事業地域において、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 犯罪者等の雇用に協力する意思を有する事業者（以下「雇用協力事業者」

という。)の増加を図る事業

- (2) 犯罪者等の就労に関する保護司、更生保護施設等からの要請を把握し、それをハローワークに伝達する事業
- (3) 雇用協力事業者が犯罪者等の就労の受入れを要請するなどして犯罪者等の求人の情報を把握し、それをハローワークに伝達する事業
- (4) 雇用協力事業者が犯罪者等を雇用した場合におけるその給与支払等の助成事業
- (5) 雇用協力事業者が犯罪者等を雇用する場合における身元保証制度の広報及び斡旋事業
- (6) 犯罪者等が参加する事業所での職場体験講習、就労セミナー及び見学会等の実施事業
- (7) 犯罪者等の就労支援活動に従事する者に対する研修、指導及び顕彰事業
- (8) 犯罪予防を図るための世論の啓発及び広報事業
- (9) 犯罪者等の就労支援を円滑に進めるための無料職業紹介事業
- (10) その他第3条の目的を達するために必要と認める事業

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 本機構の会員は次の2種とする。

- (1) 正会員 本機構の目的に賛同して入会した事業者団体、事業者、雇用協力事業者、個人、事業者以外の法人又は団体
- (2) 賛助会員 本機構の事業を賛助するために入会した個人及び事業者以外の法人又は団体

(正会員の種別等)

第7条 正会員は、一種会員、二種会員、三種会員、四種会員とする。

- 2 一種会員は本機構の目的に賛同して入会した事業者の団体とする。一種会員は犯罪者等の就労の支援が治安の面から重要であることを傘下の事業者に周知させるなど本機構の事業の推進に協力する。
- 3 二種会員は本機構の目的に賛同して入会した事業者とする。二種会員は、理事会で定める会費を支払うなど本機構の事業の推進に協力する。
- 4 三種会員は、本機構の目的に賛同して入会した雇用協力事業者及び雇用協力事業者で構成する組織の代表者とする。三種事業者会員は、雇用協力事業者であって、できる限り犯罪者等に就労の機会を与えるよう努めるなど本機構の事業の推進に協力する。
- 5 三種会員の組織に参加している雇用協力事業者については、その組織ごとに

その事業者の承諾を得て雇用協力事業者名簿に登載し、本機構が直接連絡折衝できるようにしなければならない。

- 6 四種会員は本機構の目的に賛同して入会した個人及び事業者以外の法人又は団体とする。

(賛助会員)

第8条 賛助会員は理事会で定める会費を支払うなど本機構の事業の推進に協力する。

(入会)

第9条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会で定める手続きにより会員となる。

- 2 入会の申し込みがあったときには、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(会員名簿)

第10条 本機構は、毎年度、会員の名簿を作成し、会員に配布する。

(会員の資格の喪失)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員の属する団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納している場合において、1か月以上の期間を定めて催告したにも関わらず会費の納入が無かったとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第12条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第13条 会員が、次の各号の一に該当するときは、総会における出席正会員総数の3分の2以上の多数による議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) 本機構の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金等の不返還)

第14条 既に納入した会費その他の抛出金等は、会員資格を喪失した理由の如何を問わず、返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第15条 本機構に次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上20人以内

(2) 監事 2人以上3人以内

2 理事のうちから、会長1人、副会長2人、常務理事1人を置く。

(役員を選任等)

第16条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事の互選により定める。

3 役員の内には、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第20条各号のいずれかに該当する者は、本機構の役員になることができない。

5 監事は、本機構の理事又は職員を兼ねてはならない。

(会長、副会長、常務理事及び理事の職務)

第17条 会長は、本機構を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序によって、その職務を代行する。

3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、本機構の常務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、本機構の業務を執行する。

(監事の職務)

第18条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本機構の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、本機構の業務又は財産に関し不正の行為

又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集することができる。

(5) 理事の業務執行の状況又は本機構の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(役員の任期等)

第19条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任後においても、第20条に定める最少の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第20条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第21条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会における出席正会員総数の3分の2以上の多数による議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により、役員を解任しようとするときは、議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第22条 役員は無給とする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前項の役員費用に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 名誉会長及び顧問

(名誉会長及び顧問)

第23条 本機構に名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、総会において選任する。

3 名誉会長及び顧問は、本機構の運営に関する重要な事項について、会長の諮問に答える。

4 名誉会長及び顧問は、毎年度、事業計画、活動予算、事業成績、活動決算その他重要事項の報告を受ける。

第5章 事務局

(事務局の設置)

第24条 本機構に、その事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

3 事務局長及び職員の任免は、会長が行う。

(組織及び運営)

第25条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第6章 会議

(種別)

第26条 本機構の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第27条 総会は、正会員をもって構成する。

2 賛助会員は、総会に出席し、意見を述べることができる。

(総会の権能)

第28条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 事業報告及び活動決算

(2) 役員の選任及び解任、職務並びに報酬

(3) 名誉会長及び顧問の選任

(4) 定款の変更

(5) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(6) 会員の除名

(7) 解散及び合併

(8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第29条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して総会の招集の請求があったとき。

(3) 第18条第4号の規定により、監事が招集したとき。

(総会の招集)

第30条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号に規定する請求があったときは、当該請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、開催日の14日前までに会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を記載した書面により、全会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第31条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第32条 総会は、正会員総数の過半数の正会員が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

(総会の議決)

第33条 総会における議決事項は、第30条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、出席した正会員の過半数の賛成により、新たな事項を議題とすることができる。

2 総会の議決は、この定款に別に定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における議決権等)

第34条 各正会員の議決権は平等とする。

2 総会に出席できない正会員は、代理の者に出席及び表決を委任し、又はあらかじめ通知された事項について書面により表決することができる。

- 3 前項の規定により委任し、又は書面により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第35条 総会を開催したときは、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 招集又は書面による付議の年月日
 - (2) 開会の日時及び場所
 - (3) 正会員総数及び出席者数（表決委任者又は書面表決者がある場合は、その数を付記する。）
 - (4) 目的たる事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が署名し、又は記名押印しなければならない。

(理事会の構成)

第36条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第37条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の招集)

第38条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、理事総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して理事会の招集の請求があったときは、当該請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事に対し、開催日の10日前までに、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面により、通知しなければならない。

(理事会の議長)

第39条 理事会の議長は、会長とする。

2 会長は、自ら理事会に出席できないときその他の場合に、あらかじめ副会長に理事会の議長として、議事の運営を委任することができる。

(理事会の定足数)

第40条 理事会は、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

(理事会の議決)

第41条 理事会における議決事項は、第38条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、出席した理事の過半数の賛成により、新たな事項を議題とすることができる。

2 理事会の議事は、この定款に別に定める場合を除き、理事会に出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における表決権等)

第42条 各理事の表決権は平等とする。

2 理事会に出席できない理事は、代理の者に出席及び表決を委任し、又はあらかじめ通知された事項について書面により表決することができる。

3 前項の規定により委任し、又は書面により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会に代える書面付議)

第43条 簡易な事項又は急速を要する事項については、理事全員に書面を送付して賛否を求め、理事会に代えることができる。

(理事会の議事録)

第44条 理事会を開催したとき又は前条の規定により書面を送付して賛否を求めたときは、次の各号（前条の規定により書面を送付して賛否を求めたときは、第2号に代えて、書面の回答を期限とした日時とする。）に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 招集又は書面による付議の年月日

(2) 開会の日時及び場所

(3) 理事総数及び出席者数（表決委任者又は書面表決者がある場合は、その数を付記する。）

(4) 目的たる事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2名が署名し、又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成及び区分)

第45条 本機構の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

- 2 本機構の資産は特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第46条 本機構の資産は、理事会の議決を経て、会長が定める方法により、会長が管理する。

(会計の原則及び区分)

第47条 本機構の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

- 2 本機構の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第48条 本機構の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び活動予算)

第49条 本機構の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎会計年度開始前に会長が作成し、理事会の議決を経なければならない。会計年度の途中におけるその重要な変更も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることがで

きる。

3 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第50条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

(事業報告及び活動決算)

第51条 本機構の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎会計年度終了後2か月以内に、会長が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を経なければならない。

2 決算上繰越金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更及び本機構の解散

(定款の変更)

第52条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 本機構は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消

2 前項第1号の事由により本機構が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 本機構が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、更生保護法人静岡県更生保護協会に帰属するものとする。

(合併)

第55条 本機構が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 本機構の公告は、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、本機構の成立の日から施行する。
- 2 本機構の設立当初の役員は、次のとおりとする。

会長	松 林 隆 一
副会長	後 藤 清 雄
同	上 條 紀 英
常務理事	茶 山 弘
理事	杉 雅 俊
同	杉 山 栄 一
同	松 永 多 佳 夫
同	中 村 勝 也
同	山 梨 義 郎
同	田 村 慎 一
監事	足 立 吉 松
同	齋 藤 康 行

- 3 本機構の設立当初の役員の任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、本機構の成立の日から平成23年5月31日までとする。
- 4 本機構の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、本機構成立の日から平成22年3月31日までとする。
- 5 本機構の設立当初の事業計画及び収支予算は、第49条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 毎年度の会費は次のとおりとする。

(1) 正会員のうち、二種会員は年30,000円とし、三種会員は年1,200円とする。ただし、年度途中に入会した会員の会費は月割による金額とする。

なお、一種会員及び四種会員は会費を必要としない。

(2) 賛助会員は1口1,000円とし、1口以上とする。

7 この定款は、平成23年5月27日から施行する。

附 則

1 この定款は、平成24年5月7日から施行する。

2 毎年度の会費は、会費に関する細則により別に定める。

附 則

1 この定款は、認証の日（平成24年10月2日）から施行する。

附 則

1 この定款は、認証の日（平成25年9月5日）から施行する。

附 則

1 この定款は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

1 この定款は、認証の日（令和元年8月7日）から施行する。

附 則

1 この定款は、認証の日（令和2年8月7日）から施行する。

2 第11条第3号の規定については、令和2年度会費から適用するものとする。

附 則

1 この定款は、認証の日（令和 年 月 日）から施行する。

令和8年度 事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 静岡県就労支援事業者機構

1 事業実施の方針

- (1) 犯罪者等の雇用に協力する意思を有する事業者（以下「雇用協力事業者」という。）の増加を図る事業
- (2) 犯罪者等の就労に関する保護司、更生保護施設等からの要請を把握し、それをハローワークに伝達する事業
- (3) 雇用協力事業者が犯罪者等の就労の受入れを要請するなどして犯罪者等の求人の情報を把握し、それをハローワークに伝達する事業
- (4) 雇用協力事業者が犯罪者等を雇用した場合におけるその給与支払等の助成事業
- (5) 雇用協力事業者が犯罪者等を雇用する場合における身元保証制度の広報及び斡旋事業
- (6) 犯罪者等が参加する事業所での職場体験講習、就労セミナー及び見学会等の実施事業
- (7) 犯罪者等の就労支援活動に従事する者に対する研修、指導及び顕彰事業
- (8) 犯罪予防を図るための世論の啓発及び広報事業
- (9) 犯罪者等の就労支援を円滑に進めるための無料職業紹介事業（定款変更）
- (10) その他第3条の目的を達するために必要と認める事業

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款に記載された事業名	事業内容	(A)日時 (B)場所 (C)従事者人数	(D)受益対象範囲 (E)受益対象人数
①犯罪者等の雇用 に協力する意思 を有する事業者 (以下「雇用協力 事業者」という。) の増加を図る事 業	新規雇用協力事業者の開 拓及び既存の雇用協力事 業者に対する雇用促進の 働き掛けを行う。	(A) 4月1日～ 3月31日 (B) 県内全域 (C) 3名	(D) 県内雇用協力 事業者 その他事業者 (E) 650社
②犯罪者等の就労 に関する保護 司、更生保護施 設等からの要請 を把握し、それ をハローワーク に伝達する事業	県内各地区保護司会及び 市内2か所の更生保護施設 との連携により、研修会や ケース会議等を通じて、就 労支援に関する要請を把 握し、それらをハローワー クに伝達する。	(A) 4月1日～ 3月31日 (B) 県内全域 (C) 3名	(D) 県内保護司 更生保護施設 (E) 1,320名 2施設

定款に記載された事業名	事業内容	(A)日時 (B)場所 (C)従事者人数	(D)受益対象範囲 (E)受益対象人数
③雇用協力事業者 に犯罪者等の就 労の受入れを要 請するなどして 犯 罪 者 等 の 求人の情報を把 握し、それをハロ ーワークに伝達 する事業	研修会の開催や随時の面 接を通じて、犯罪者等の受 け入れに対する理解を求 める。 ハローワークへの情報提 供を行う。 県内各地区協力雇用主会 会員状況調査を実施する。	(A) 4月1日～ 3月31日 (B) 県内全域 (C) 3名	(D) 県内雇用協力 事業者 その他事業者 (E) 650社
④雇用協力事業者 が犯罪者等を雇 用した場合にお けるその給与支 払等の助成事業	犯罪者等を雇用する雇用 協力事業者に対し、雇用奨 励金制度に基づく助成を 行い雇用の促進を図る。	(A) 4月1日～ 3月31日 (B) 県内全域 (C) 3名	(D) 県内雇用協力 事業者 (E) 35社
⑤雇用協力事業者 が犯罪者等を雇 用する場合にお ける身元保証制 度の広 報 及 び斡旋事業	会報やホームページ、パン フレットを利用して全国 就労支援事業者機構の実 施する身元保証制度の広 報を行う。	(A) 4月1日～ 3月31日 (B) 県内全域 (C) 3名	(D) 県内雇用協力 事業者 その他事業者 (E) 650社
⑥犯罪者等が参加 する事業所での 職場体験講習、 就労セミナー及 び見学会等の実 施事業	静岡保護観察所と連携し、 更生保護施設において、就 労支援対象者に対し、就労 支援セミナーを開催する。	(A) 4月1日～ 3月31日 (B) 更生保護施設 少年の家 静岡県勸善会	(D) 就労支援対象 者 (E) 80名
⑦犯罪者等の就労 支援活動に従事 する者に対する 研修、指導及び 顕彰事業	就労支援研修会を開催	(A) 10月を予定 (B) 静岡市 (C) 3名	(D) 機構会員 協力雇用主 保護司等更生 保護関係者 一般 (E) 150名
	矯正施設視察研修の実施 矯正施設内における入所 者の生活や職業訓練等を 視察し、更生保護に対する 会員の理解を深める。 併せて、更生保護施設の見 学も実施する。	(A) 11月を予定 (B) 県内矯正施設 及び更生保護施設 (C) 3名	(D) 機構会員 協力雇用主 (E) 30名
	各地区協力雇用主会が実 施した研修会等の経費の 一部を助成	(A) 4月1日～ 3月31日 (B) 県内全域 (C) 3名	(D) 県内各地区協 力雇用主会 同各ブロック (E) 16地区 3ブロック

定款に記載された事業名	事業内容	(A)日時 (B)場所 (C)従事者人数	(D)受益対象範囲 (E)受益対象人数
⑦犯罪者等の就労支援活動に従事する者に対する研修、指導及び顕彰事業	刑務所出所者等の就労支援に貢献した事業者の功績を顕彰 令和8年度静岡県更生保護顕彰式典協賛	(A) 11月27日 (B) グランシップ 中ホール (C) 3名	(D) 更生保護関係者 民間篤志家 (E) 420名
⑧犯罪予防を図るための世論の啓発及び広報事業	機構ホームページにより、更生保護及び就労支援による再犯防止に対する啓発や情報提供を行う。	(A) 4月1日～ 3月31日 (B) 全域 (C) 3名	(D) 一般市民 (E) 不特定多数
⑨犯罪者等の就労支援を円滑に進めるための無料職業紹介事業 (定款変更)	定款変更等の申請準備を行う。	(A) 4月1日～ 3月31日 (B) 県内全域 (C) 3名	(D) 就労支援対象者 (E) 80名
⑩その他目的を達するため必要と認める事業	静岡保護観察所の選定する刑務所出所者等に対し、再犯防止に向けた就職活動及び職場定着支援を実施する。	(A) 4月1日～ 3月31日 (B) 県内全域 (C) 7名	(D) 刑務所出所者等（観察所長選定の者） (E) 就職活動支援 80名 職場定着支援 50名
	就労支援対象者のうち、所持金の無い者に対し、就職活動に必要な費用等を支給	(A) 4月1日～ 3月31日 (B) 県内全域 (C) 2名	(D) 就労支援対象者 (E) 50名

令和9年度 事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人 静岡県就労支援事業者機構

1 事業実施の方針

- (1) 犯罪者等の雇用に協力する意思を有する事業者（以下「雇用協力事業者」という。）の増加を図る事業
- (2) 犯罪者等の就労に関する保護司，更生保護施設等からの要請を把握し，それをハローワークに伝達する事業
- (3) 雇用協力事業者に犯罪者等の就労の受入れを要請するなどして犯罪者等の求人の情報を把握し，それをハローワークに伝達する事業
- (4) 雇用協力事業者が犯罪者等を雇用した場合におけるその給与支払等の助成事業
- (5) 雇用協力事業者が犯罪者等を雇用する場合における身元保証制度の広報及び斡旋事業
- (6) 犯罪者等が参加する事業所での職場体験講習，就労セミナー及び見学会等の実施事業
- (7) 犯罪者等の就労支援活動に従事する者に対する研修，指導及び顕彰事業
- (8) 犯罪予防を図るための世論の啓発及び広報事業
- (9) 犯罪者等の就労支援を円滑に進めるための無料職業紹介事業
- (10) その他第3条の目的を達するために必要と認める事業

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款に記載された事業名	事業内容	(A)日時 (B)場所 (C)従事者人数	(D)受益対象範囲 (E)受益対象人数
①犯罪者等の雇用に協力する意思を有する事業者（以下「雇用協力事業者」という。）の増加を図る事業	新規雇用協力事業者の開拓及び既存の雇用協力事業者に対する雇用促進の働き掛けを行う。	(A) 4月1日～ 3月31日 (B) 県内全域 (C) 3名	(D) 県内雇用協力事業者 その他事業者 (E) 650社
②犯罪者等の就労に関する保護司，更生保護施設等からの要請を把握し，それをハローワークに伝達する事業	県内各地区保護司会及び市内2か所の更生保護施設との連携により、研修会やケース会議等を通じて、就労支援に関する要請を把握し、それらをハローワークに伝達する。	(A) 4月1日～ 3月31日 (B) 県内全域 (C) 3名	(D) 県内保護司 更生保護施設 (E) 1,320名 2施設

定款に記載 された事業名	事業内容	(A)日時 (B)場所 (C)従事者人数	(D)受益対象範囲 (E)受益対象人数
③雇用協力事業者 に犯罪者等の就 労の受入れを要 請するなどして 犯 罪 者 等 の 求人の情報を把 握し、それをハロ ーワークに伝達 する事業	研修会の開催や随時の面 接を通じて、犯罪者等の受 け入れに対する理解を求 める。 ハローワークへの情報提 供を行う。 県内各地区協力雇用主会 会員状況調査を実施する。	(A) 4月1日～ 3月31日 (B) 県内全域 (C) 3名	(D) 県内雇用協力 事業者 その他事業者 (E) 650社
④雇用協力事業者 が犯罪者等を雇 用した場合にお けるその給与支 払等の助成事 業	犯罪者等を雇用する雇用 協力事業者に対し、雇用奨 励金制度に基づく助成を 行い雇用の促進を図る。	(A) 4月1日～ 3月31日 (B) 県内全域 (C) 3名	(D) 県内雇用協力 事業者 (E) 35社
⑤雇用協力事業者 が犯罪者等を雇 用する場合にお ける身元保証制 度の広報及び 斡旋事業	会報やホームページ、パン フレットを利用して全国 就労支援事業者機構の実 施する身元保証制度の広 報を行う。	(A) 4月1日～ 3月31日 (B) 県内全域 (C) 3名	(D) 県内雇用協力 事業者 その他事業者 (E) 650社
⑥犯罪者等が参加 する事業所での 職場体験講習、 就労セミナー及 び見学会等 の実施事業	静岡保護観察所と連携し、 更生保護施設において、就 労支援対象者に対し、就労 支援セミナーを開催する。	(A) 4月1日～ 3月31日 (B) 更生保護施設 少年の家 静岡県勸善会	(D) 就労支援対象 者 (E) 80名
⑦犯罪者等の就労 支援活動に従事 する者に対する 研修、指導及び 顕彰事業	就労支援研修会を開催	(A) 10月を予定 (B) 静岡市 (C) 3名	(D) 機構会員 協力雇用主 保護司等更生 保護関係者 一般 (E) 150名
	矯正施設視察研修の実施 矯正施設内における入所 者の生活や職業訓練等を 視察し、更生保護に対する 会員の理解を深める。 併せて、更生保護施設の見 学も実施する。	(A) 11月を予定 (B) 県内矯正施設 及び更生保護施設 (C) 3名	(D) 機構会員 協力雇用主 (E) 30名
	各地区協力雇用主会が実 施した研修会等の経費の 一部を助成	(A) 4月1日～ 3月31日 (B) 県内全域 (C) 3名	(D) 県内各地区協 力雇用主会 同各ブロック (E) 16地区 3ブロック

定款に記載 された事業名	事業内容	(A)日時 (B)場所 (C)従事者人数	(D)受益対象範囲 (E)受益対象人数
⑦犯罪者等の就労 支援活動に従事 する者に対する 研修、指導及び 顕彰事業	刑務所出所者等の就労支 援に貢献した事業者の功 績を顕彰 令和9年度静岡県更生保護 顕彰式典協賛	(A) 未定 (B) グランシップ 中ホール (C) 3名	(D) 更生保護関係 者 民間篤志家 (E) 420名
⑧犯罪予防を図る ための世論の啓 発及び広報事業	機構ホームページにより、 更生保護及び就労支援よ る再犯防止に対する啓発 や情報提供を行う。	(A) 4月1日～ 3月31日 (B) 全域 (C) 3名	(D) 一般市民 (E) 不特定多数
⑨犯罪者等の就労 支援を円滑に進 めるための無料 職業紹介事業	無料職業紹介事業により 支援対象者の就労支援を 行う。	(A) 4月1日～ 3月31日 (B) 静岡市 (C) 3名	(D) 就労支援対象 者 (E) 80名
⑩その他第3条の 目的を達するた めに必要と認め る事業	静岡保護観察所の選定す る刑務所出所者等に対し、 再犯防止に向けた就職活 動及び職場定着支援を実 施する。	(A) 4月1日～ 3月31日 (B) 県内全域 (C) 7名	(D) 刑務所出所者 等（観察所長 選定の者） (E) 就職活動支援 80名 職場定着支援 50名
	就労支援対象者のうち、所 持金の無い者に対し、就職 活動に必要な費用等を支 給	(A) 4月1日～ 3月31日 (B) 県内全域 (C) 2名	(D) 就労支援対象 者 (E) 50名

令和8年度 活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位: 円)

科目	当初予算(A)	前年度予算(B)	増減(A)-(B)	備考
I 経常収益				
1 受取会費	3,000,000	3,000,000	0	二種会員@10,000×300
2 受取委託金	7,923,000	7,772,000	151,000	令和8年度法務省更生保護就労支援事業
3 受取助成金	600,000	600,000	0	
更生保護法人静岡県更生保護協会助成金	100,000	100,000	0	
静岡県保護司会連合会助成金	200,000	200,000	0	
NPO法人全国就労支援事業者機構助成金	300,000	300,000	0	
4 受取寄附金	6,060,000	6,060,000	0	二種会員・賛助会員
5 その他収益	5,000	5,000	0	
経常収益計	17,588,000	17,437,000	151,000	
II 経常費用				
1 事業所事業費	7,923,000	7,772,000	151,000	法務省委託「更生保護就労支援事業」
(1) 人件費	6,615,000	6,615,000	0	就労支援員分全額・事務補佐員
給与・手当	5,649,000	5,649,000	0	
法定福利費	966,000	966,000	0	
(2) 事務費	738,000	757,000	△ 19,000	
通信運搬費	410,000	420,000	△ 10,000	通信費・郵券等
消耗品費	328,000	337,000	△ 9,000	事務用品等
(3) 就職活動支援経費	370,000	275,000	95,000	
旅費交通費(面接等支援諸費)	370,000	275,000	95,000	就労支援員・就労支援スタッフ
(4) 職場定着支援経費	200,000	125,000	75,000	
旅費交通費(面接等支援経費)	200,000	125,000	75,000	就労支援員・就労支援スタッフ
2 機構事業費	5,863,000	5,833,000	30,000	
(1) 人件費	1,523,000	1,523,000	0	事務局職員分を管理費と按分
給与・手当	1,480,000	1,480,000	0	
法定福利費	43,000	43,000	0	
(2) 協力雇用主助成費	1,630,000	1,690,000	△ 60,000	
雇用奨励金	1,200,000	1,200,000	0	
研修等補助金	270,000	270,000	0	各地区協力雇用主会研修等助成
旅費交通費	160,000	220,000	△ 60,000	
(3) 就職活動支援費	1,700,000	1,430,000	270,000	
就労支援活動費	1,500,000	1,250,000	250,000	就労支援スタッフ活動費
就職支度金	170,000	150,000	20,000	
旅費交通費	10,000	10,000	0	
研修実施諸費	20,000	20,000	0	就労支援セミナー等開催費用
(4) 研修・顕彰事業費	720,000	890,000	△ 170,000	
会場借上料	50,000	50,000	0	就労支援研修会会場
旅費交通費	100,000	150,000	△ 50,000	
通信運搬費	20,000	40,000	△ 20,000	
報償費(謝金、買上金)	300,000	300,000	0	講師謝金、顕彰記念品
研修実施諸費	200,000	300,000	△ 100,000	研修会開催経費
食糧費	50,000	50,000	0	
(5) 広報・啓発事業費	290,000	300,000	△ 10,000	
広報啓発費	150,000	150,000	0	ホームページ記事制作費用
印刷製本費	120,000	120,000	0	パンフレット作成費用
負担金	20,000	30,000	△ 10,000	社明協賛金等

科目	当初予算(A)	前年度予算(B)	増減(A)-(B)	備考
3 機構管理費	3,703,000	3,683,000	20,000	
(1) 人件費	1,083,000	1,083,000	0	事務局職員分を事業費と按分
給与・手当	785,000	785,000	0	
法定福利費	107,000	107,000	0	
退職給付費	191,000	191,000	0	
(2) 事務費	2,170,000	2,150,000	20,000	
事務所費(賃借料・光熱水費等)	1,400,000	1,280,000	120,000	
旅費交通費	170,000	170,000	0	会員開拓等
通信運搬費	240,000	250,000	△ 10,000	通信費・郵券等
消耗品費	140,000	180,000	△ 40,000	事務用品等
備品費	50,000	100,000	△ 50,000	
負担金	50,000	50,000	0	各地区協力雇用主会総会会費等
修繕費	50,000	50,000	0	
雑費	70,000	70,000	0	振込手数料等
(3) 会議費	200,000	200,000	0	
会場借上料	50,000	50,000	0	総会・理事会会場
旅費交通費	80,000	80,000	0	理事会・役員会
食糧費	70,000	70,000	0	
(4) 慶弔費	250,000	250,000	0	
4 特定目的預金支出	37,000	92,000	△ 55,000	ホームページ関連
5 予備費	62,000	57,000	5,000	
経常費用計	17,588,000	17,437,000	151,000	
当期正味財産増減額	0	0	0	
前期繰越正味財産額	14,131,236	12,380,969	1,750,267	
次期繰越正味財産額	14,131,236	12,380,969	1,750,267	

*各科目間の流用を認める。

*必要に応じて新たな項目を設けることができる。

令和9年度 活動予算書

令和9年4月1日から令和10 年3月31日まで

(単位：円)

科目	当初予算	備考
I 経常収益		
1 受取会費	3,000,000	二種会員@10,000×300
2 受取委託金	7,923,000	令和9年度法務省更生保護就労支援事業
3 受取助成金	600,000	
更生保護法人静岡県更生保護協会助成金	100,000	
静岡県保護司会連合会助成金	200,000	
NPO法人全国就労支援事業者機構助成金	300,000	
4 受取寄附金	6,060,000	二種会員・賛助会員
5 その他収益	5,000	
経常収益計	17,588,000	
II 経常費用		
1 事業所事業費	7,923,000	法務省委託「更生保護就労支援事業」
(1) 人件費	6,615,000	就労支援員分全額・事務補佐員
給与・手当	5,649,000	
法定福利費	966,000	
(2) 事務費	738,000	
通信運搬費	410,000	通信費・郵券等
消耗品費	328,000	事務用品等
(3) 就職活動支援経費	370,000	
旅費交通費(面接等支援諸費)	370,000	就労支援員・就労支援スタッフ
(4) 職場定着支援経費	200,000	
旅費交通費(面接等支援経費)	200,000	就労支援員・就労支援スタッフ
2 機構事業費	5,863,000	
(1) 人件費	1,523,000	事務局職員分を管理費と按分
給与・手当	1,480,000	
法定福利費	43,000	
(2) 協力雇用主助成費	1,630,000	
雇用奨励金	1,200,000	
研修等補助金	270,000	各地区協力雇用主会研修等助成
旅費交通費	160,000	
(3) 就職活動支援費	1,700,000	
就労支援活動費	1,500,000	就労支援スタッフ活動費
就職支度金	170,000	
旅費交通費	10,000	
研修実施諸費	20,000	就労支援セミナー等開催費用
(4) 研修・顕彰事業費	720,000	
会場借上料	50,000	就労支援研修会会場
旅費交通費	100,000	
通信運搬費	20,000	
報償費(謝金、買上金)	300,000	講師謝金、顕彰記念品
研修実施諸費	200,000	研修会開催経費
食糧費	50,000	
(5) 広報・啓発事業費	290,000	
広報啓発費	150,000	ホームページ記事制作費用
印刷製本費	120,000	パンフレット作成費用
負担金	20,000	社明協賛金等

科目	当初予算	備考
3 機構管理費	3,703,000	
(1) 人件費	1,083,000	事務局職員分を事業費と按分
給与・手当	785,000	
法定福利費	107,000	
退職給付費	191,000	
(2) 事務費	2,170,000	
事務所費(賃借料・光熱水費等)	1,400,000	
旅費交通費	170,000	会員開拓等
通信運搬費	240,000	通信費・郵券等
消耗品費	140,000	事務用品等
備品費	50,000	
負担金	50,000	各地区協力雇用主会総会会費等
修繕費	50,000	
雑費	70,000	振込手数料等
(3) 会議費	200,000	
会場借上料	50,000	総会・理事会会場
旅費交通費	80,000	理事会・役員会
食糧費	70,000	
(4) 慶弔費	250,000	
4 特定目的預金支出	37,000	ホームページ関連
5 予備費	62,000	
経常費用計	17,588,000	
当期正味財産増減額	0	
前期繰越正味財産額	14,131,236	
次期繰越正味財産額	14,131,236	

*各科目間の流用を認める。

*必要に応じて新たな項目を設けることができる。